（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

２　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表中第七〇号の一六を第七〇号の一七とし、第七〇号の一五の次に次の一号を加える。

七〇の一六	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百五十四号）第三条第三項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請	

別表第一（第二条関係）

生産者	税率
セア・コーテッド・メタル・コーポレーション（SEAH COATED METAL CORPORATION）	三十・六％
ドンクック・コーテッド・メタル・カンパニー・リミテッド（DONGKUK COATED METAL CO., LTD.）	三十・六％
ポスコ・カンパニー・リミテッド（POSCO CO., LTD.）	二十九・二％

別表第二（第二条関係）

生産者	税率
アンガン・スチール・カンパニー・リミテッド（ANGANG STEEL CO., LTD.）	五十・一％
ウーハン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド（WUHAN IRON & STEEL CO., LTD.）	五十・一％
グァンシアン・チュアンシェン・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド（GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO., LTD.）	五十・一％
ティエンジン・ローリングーワン・スチール・カンパニー・リミテッド（TIANJIN ROLLING-ONE STEEL CO., LTD.）	五十・一％
バオシャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド（BAOSHAN IRON & STEEL CO., LTD.）	五十・一％
バオスチール・チャンジャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド（BAOSTEEL ZHANJIANG IRON & STEEL CO., LTD.）	五十・一％
ビーエックス・スチール・ポスコ・コールド・ロールド・シート・カンパニー・リミテッド（BX STEEL POSCO COLD ROLLED SHEET CO., LTD.）	五十・一％
ベンガン・スチール・プレート・カンパニー・リミテッド（BENGANG STEEL PLATES CO., LTD.）	五十・一％
レア・アース・スチール・プレート・カンパニー・リミテッド（RARE EARTH STEEL PLATE CO., LTD.）	五十・一％

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十五号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（伝搬障害防止区域を表示した図面の縦覧）

第九条　法第百二条の二第三項の図面は、縮尺一万分の一の地図（その縮尺のものが刊行されていない地域については、現に刊行されているその縮尺未満のもので最大縮尺のもの）で精度の高いものによるものとし、その図面には、伝搬障害防止区域を表示するために薄緑色の着色を施すものとする。

２　法第百二条の二第三項の縦覧は、総務省総合通信基盤局の事務所においては全ての伝搬障害防止区域を表示した図面について行い、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の事務所においてはその管轄区域に係る伝搬障害防止区域を表示した図面について行うものとする。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十六号

下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年八月十七日とする。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗